

## 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に関するお知らせ

平成21年3月16日開催の取締役会において、金融商品取引法に基づく財務報告に係る基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

## 財務報告に係る内部統制に関する基本方針

株式会社大和および当社企業グループが行う財務報告を正確で信頼性の高いものとするため、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 原 則  
財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価は、金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して行う。
2. 整備、運用および評価の責任者  
内部統制の整備、運用および評価は、代表取締役社長が責任者となって推進する。
3. 整備、運用および評価の体制  
内部統制の整備、運用および評価に係る計画の策定および実施は、財務報告担当取締役が代表取締役社長の承認を得て行う。
4. 評価の範囲
  - ①全社的內部統制の評価対象  
(株)大和、連結対象子会社、持分法適用関連会社とする。
  - ②業務プロセスに係る内部統制の評価対象事業所  
(株)大和の本社および営業7店舗(香林坊店、新潟店、長岡店、上越店、富山店、高岡店、小松店)とする。
  - ③評価対象とする業務プロセス  
売上(売掛金)、仕入(買掛金)、在庫(商品)、諸経費(人件費)、諸経費(一般経費)、設備投資(資産)、財務(資金)、財務報告(決算)、ITの9項目の業務プロセスとする。
5. 不備の報告、改善
  - ①業務推進の過程で、あるいは内部監査の実施により、発見された内部統制の不備は、コンプライアンス委員会に報告する。
  - ②コンプライアンス委員会は、報告された不備の原因・重要性を調査・判断し、速やかに当該部門および関連する部門に改善措置を命ずる。
6. 記録および保存  
内部統制の整備、運用および評価は文書に記録し、5年間適切に保存する。
7. ITシステムの利用
  - ①財務報告の信頼性を高めるため、ITシステムを有効かつ効率的に利用する。
  - ②ITシステムの利用にあたっては、別途方針・手続きを定める。
8. 周知・教育  
内部統制の実効性を高め、適宜適切な整備、運用を実現していくため、周知・教育活動を実施する。
9. 懲 罰  
この基本方針に反する行為を行った場合、または財務報告に係る内部統制を無効とする行為を行った場合には、就業規則の規定に基づき処分を行う。

以上